

「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正（案）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

>

○知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成19年9月28日公正取引委員会）

改正案	現行
<p>第3 私的独占及び不当な取引制限の観点からの考え方 （略）</p> <p>1 私的独占の観点からの検討 （略）</p> <p>(1) 技術を利用させないようにする行為 （略）</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>オ <u>一般に、規格を策定する公的な機関や事業者団体（以下「標準化機関」という。）は、規格で規定される機能及び効用の実現に必須な特許等（以下「必須特許」という。）の権利行使が規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売の妨げとなることを防ぎ、規格を広く普及させるために、必須特許のライセンスに関する取扱い等を定めた文書（IPRポリシー）において、当該規格の策定に参加する者に対し、必須特許（出願中のものを含む。）の保有の有無及び当該必須特許を他の者に公正、妥当かつ無差別な条件（このような条件は、一般に「FRAND（fair, reasonable and non-discriminatory）条件」と呼ばれている。また、必須特許〔出願中のものを含む。〕を有する者がFRAND条件でライセンスをする意思を標準化機関に対し文書で明らかにすることは、「FRAND宣言」と呼ばれている。）でライセンスをする意思を明らかにさせるとともに、当該宣言がされない場合には当該必須特許の対象となる技術が規格に含まれないように規格の変更を検討する旨を定めている。これにより、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者は、FRAND条件で全ての必須特許を利</u></p>	<p>第3 私的独占及び不当な取引制限の観点からの考え方 （略）</p> <p>1 私的独占の観点からの検討 （略）</p> <p>(1) 技術を利用させないようにする行為 （略）</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p><u>用できると考えられることから、積極的に当該規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売に必要な投資を行うことができる。</u></p> <p><u>また、必須特許は、規格で規定される機能及び効用の実現に必須なものであり、広く普及している規格を採用した製品の市場においてその利用は不可欠である。</u></p> <p><u>このような状況において、FRAND宣言をした必須特許を有する者が、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することや、当該必須特許の対象となる技術を含む規格が策定された後に、FRAND宣言を撤回し、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することは、一般に、広く普及している規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とするものであり、他の事業者の事業活動を排除する行為に該当する。</u></p> <p><u>上記については、規格の策定時に必須特許を有する者の行為であるか、規格の策定後に必須特許を譲り受けた者の行為であるか、又は必須特許の管理を委託された者の行為であるかを問わない。</u></p> <p><u>なお、FRAND宣言に反する必須特許の権利行使が広く普及している規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とするものであることに照らせば、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者ではないとの認定は個別事案に即して厳格になされるべきである。したがって、例えば、ライセンス交渉の相手方が、一定の交渉期間を経てもライセンス条件の合意に至らなかった場合に、裁判所又は仲裁手続に</u></p>	

改正案	現行
<p><u>においてライセンス条件を決定する意思を示している場合は、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者とみられる。</u> <u>また、ライセンスを受けようとする者が必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無を争うことそれ自体は、FRAND条件でライセンスを受ける意思を否定する根拠とはならない。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第4 不公正な取引方法の観点からの考え方</p> <p>1 (略)</p>	<p>第4 不公正な取引方法の観点からの考え方</p> <p>1 (略)</p>
<p>2 技術を利用させないようにする行為 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>2 技術を利用させないようにする行為 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) <u>前記第3の1(1)オにおいて述べた、FRAND宣言をした必須特許を有する者が、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することや、当該必須特許の対象となる技術を含む規格が策定された後に、FRAND宣言を撤回し、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対し、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することは、一般に、広く普及している規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とするものであり、当該規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者の取引機会を排除し、又はその競争機能を低下させることにより、当該規格を採用した製品の市場における競争に悪影響を及ぼし、公正競争阻害性を有することとなる。</u></p> <p><u>したがって、当該行為は、当該製品の市場における競争を実質的に制限するまでには至ら</u></p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>ず私的独占に該当しない場合であっても、不公正な取引方法に該当する（一般指定第2項，第14項）。</u></p> <p>3～5 （略）</p>	<p>3～5 （略）</p>